

住 民 監 査 請 求 の 手 引

益田市監査委員事務局

◆住民監査請求の提出・お問い合わせ先

益田市監査委員事務局

住 所：〒698 - 8650 益田市常盤町 1 番 1 号

電 話：0856 - 31 - 0471・0856 - 31 - 0472

1 住民監査請求とは何ですか

住民監査請求は、住民の方が、市の執行機関（長、委員会、委員）や市の職員について違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実があると認めるときに、これを証明する書面を添えて監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講じるよう請求するものです。（地方自治法第 242 条）

2 どんな場合に監査請求ができますか

監査請求の対象は、次に掲げる市の財務会計上の行為または怠る事実です。これ以外については監査請求できません。

(1) 違法又は不当な

- ① 公金の支出
- ② 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ③ 契約（工事請負契約など）の締結、履行
- ④ 債務その他義務の負担（借入など）

① ～ ④の行為が行われることが相当の確実さで予測される場合も含みます。

(2) 違法又は不当に

- ① 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税の徴収を怠る場合など）
- ② 財産の管理を怠る事実（市有地や市の債権の保全管理を怠る場合など）

3 誰が監査請求できますか

益田市内に住所を有する方（個人または法人）です。

※監査請求があったときは、住所を確認します。このため、住民登録等を調査する場合があります。

4 いつでも監査請求ができますか

監査請求には、請求できる期限があります。

2 の (1) ①～④のについては、行為のあった日または終わった日から 1 年を経過したときは、原則として監査請求はできません。

5 監査請求するときは、どうしたらいいですか

(1) 監査請求書を作成して監査委員に提出してください。

(2) 監査請求書は、請求の要旨を記載し、氏名は自署してください。請求の要旨には、次のことがらを具体的に記載してください。

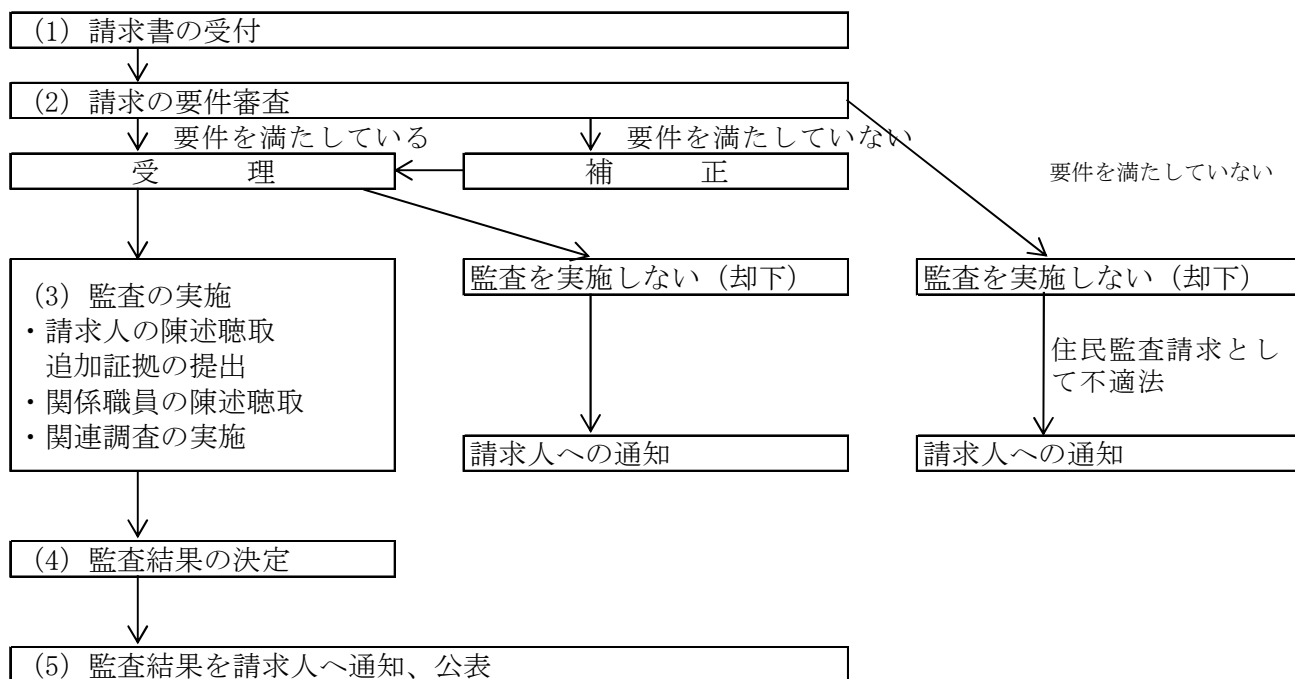
- ① 誰が（市の執行機関または職員）
- ② いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。
- ③ その行為は、どんな理由で違法、不当なのか。
- ④ その結果どのような損害が市に生じているのか。
- ⑤ どのような措置を請求するのか。

- (3) 監査請求書には、請求の対象となる違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実を証明する書面（公文書の公開請求による文書の写し、新聞記事の写しなど）を添付することが必要です。

6 監査請求したら、その後はどうなりますか

- (1) 監査請求書の提出があったときは、その請求が住民監査請求として必要な要件を備えているか要件審査を行い、受理（監査を行う）または却下（監査を行わない）を決定して請求人に通知します。
- (2) 監査請求を受理したときは、請求人から監査委員に請求の要旨の補足説明をしてもらうため、陳述及び追加証拠の提出の機会を設けます。
陳述は原則として公開の場で行います。
- (3) 監査は、請求があった日から 60 日以内に行います。その結果は、監査委員から請求人に通知するとともに公表します。

7 住民監査請求の流れ



【請求に理由があると認める場合】

- ・市長等へ必要な措置を勧告し、請求人へ勧告の内容等を通知するとともに公表する。

【請求に理由がないと認める場合】

- ・請求人へ監査結果を通知するとともに公表する。

住民監査請求書の様式及び記載例は次のとおりです。

益田市職員措置請求書

益田市長（又は〇〇委員会、委員、職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

＊次の事項について記載してください。

- ・誰が（請求の対象職員など）
- ・いつ、どのような財務会計上の行為を行ったか、またどのようなことを怠っているのか
- ・その行為または怠る事実は、どのような理由で違法・不当なのか
- ・その結果どのような損害が益田市に生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

2 請求者

住 所

氏 名（自署）

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

益田市監査委員あて

※ 上記様式は、地方自治法施行規則第13条に定められた請求書の様式である。